

議案第 1 2 0 号

三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成 18 年三豊市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に改め、「、第 3 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第 314 条の 2 第 1 項各号」と」を削り、「配当所得の金額」とするを「配当所得等の金額」とするに改める。

附則第 11 項中「、第 3 条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と」を削る。

附則第 13 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 6 項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等」に、「第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等」を「第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等」に、「同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等」を「同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則

第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改め、「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削り、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とするを「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とするに改める。

附則第14項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第15項及び第16項を削る。

附則第17項中「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削り、同項を附則第15項とする。

附則第18項を削る。

附則第19項中「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削り、同項を附則第16項とする。

附則第20項を附則第17項とする。

附則第21項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第22項を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

- (1) 三豊市国民健康保険税条例附則第10項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）
- (2) 三豊市国民健康保険税条例附則第11項の改正規定
- (3) 三豊市国民健康保険税条例附則第13項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）
- (4) 三豊市国民健康保険税条例附則第17項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）
- (5) 三豊市国民健康保険税条例附則第19項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）

- (6) 次条第1項の規定

### (適用区分)

第2条 この条例（前条第1号から第5号までに掲げる改正規定に限る。）による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 2 この条例（前条第1号から第5号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。